

緊急事態宣言再発令に伴う営業形態についての変更

皆様ご承知の通り新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、1月7日政府より首都圏1都3県に対し緊急事態宣言が再発令され、京都府に於いても1月13日に再発令されました。当倶楽部内でも感染者を出さないようお客様及び従業員の健康と安全を第一に考え最大限の感染拡大防止に強化をはかります。当倶楽部従業員に於いても濃厚接触者及び体調不良者が出ており、安全を考え休暇をとらせておりますが、身近にリスクが迫っておる状況であります。その為1月16日(土)より下記の通りに営業形態を変更させていただきます。マスクを着用できない場所では感染防止の為、人と人の間に遮蔽版を必要としますが、設置することが困難なロッカーでは退室時間を短縮して頂き、浴室はクローズとさせていただきます。

【 変更内容 】

- ①浴室は当面の間、クローズとさせていただきます(シャワーも使用不可)
- ②乗用カートの前後座席の間に遮蔽版が現状ありますが、左右座席間にも随時追加設置いたします。

プレー後、2週間以内に感染が確認されたり、感染が疑われる場合は速やかに当倶楽部までご連絡お願い致します。(TEL0774-62-1331)

ハウス内ではマスクを着用をして頂き、大声での会話はお控え下さいますよう宜しくお願い致します。

以上